

定 款

(平成26年5月28日)

公益社団法人  
仙 南 法 人 会

# 公益社団法人 仙南 法人会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人仙南法人会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県白石市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
  - (2) 税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
  - (3) 企業経営の安定化を目的とした種々のセミナーの開催事業及び経営支援事業
  - (4) 地域社会の発展に資する事業
  - (5) 会員相互の情報交換及び交流に関する事業
  - (6) 入会促進に関する事業
  - (7) 企業及び従業員の福利厚生を支援する事業
  - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、宮城県内において行うものとする。

### (規律)

第5条 この法人は、社員総会が別に定める倫理規定（自主行動基準）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第3章 会 員

### (資格)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した大河原税務署管内に本店を置く法人
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の入会申込書により、申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費規程に基づき、毎年会費を支払う義務を負う。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正会員である法人が解散、退会したとき。
- (2) 賛助会員である法人が解散、退会したとき。
- (3) 賛助会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。
- (6) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### (会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

### 第4章 社員総会

#### (種類及び構成)

第13条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、いずれも正会員の全員をもって構成する。

#### (正会員の議決権)

第14条 社員総会の議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (権限)

第15条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項並びにこの定款で定める事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定又はその規定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

### (開催及び招集)

第16条 定時社員総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

3 社員総会は、会長が招集する。

4 会長は第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

5 定時社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、定時社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

### (議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 社員総会の議長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第54条に基づき、当該社員総会の秩序を維持するための議事整理権限を有するとともに、当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

### (定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の議決権の3分の1以上を有する社員の出席がなければ開催することができない。

### (決議)

第19条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、総正会員の3分の1以上が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。この場合において可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 合併及び解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### (書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

### (報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

### (議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。  
2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

### (社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第5章 役員

### (種類及び定数)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上35名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を筆頭副会長、9名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長と筆頭副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、9名以内の副会長を同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

### (役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会において、正会員たる法人の代表者又は役職員のうちから選任する。

- 2 会長、筆頭副会長、副会長は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 筆頭副会長は、会長を補佐し、代表理事としての業務を分担する。また、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、職務を代行する。
- 4 副会長は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、筆頭副会長並びに副会長の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 会長、筆頭副会長、副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書

等を監査するとともに、理事会の決議により別に定めた監事監査規程に基づき職務を遂行すること。

- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、又は法令若しくは定款に違反する事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただしその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現員又は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第24条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第29条 社員総会の決議により役員を解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### (役員報酬)

第30条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員及び委員の報酬等に関する規程による。

#### (取引制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合（少額取引は除く）は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

- 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会運営規則によるものとする。

#### (損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

#### (顧問及び相談役)

第33条 この法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の業務の運営上重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

### (設置)

第34条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって組織する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

### (権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則並びに規程の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
  - (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定による定款の定めに基づく第111条第1項の責任の免除

### (種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (招集)

第37条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議 長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定足数)

第 39 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### (決 議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

### (決議の省略)

第 41 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第26条第6項の規定による報告には適用しない。

### (議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、筆頭副会長と監事は、これに署名押印しなければならない。

### (理事会運営規則)

第 44 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第 7 章 委員会及び部会、支部

### (委員会)

第 45 条 この法人の事業を推進するために、任意の機関として、理事会の決定により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、会長の推薦により理事会の承認を得てこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

5 委員は無報酬とする。ただし、委員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

6 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員及び委員の報酬等に関する規程による。

### (部 会)

第 46 条 この法人の事業を推進するために、任意の機関として、理事会の決定により、部会を置くことができる。

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (支 部)

第 47 条 この法人は、事業の円滑な推進を図るために、任意の機関として、理事会の決議により、支部を置くことができる。

2 支部長は、会長の推薦により理事会の承認を得てこれを委嘱する。

3 第 1 項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 財産及び会計

### (財産の管理・運用)

第48条 この法人の財産の管理・運用は、会長、筆頭副会長及び副会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産の管理運用規程によるものとする。

### (財産の形成)

第49条 この法人の財産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

### (事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
    - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - 3 前2項の書類(定款を除く。)については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

### (会計原則等)

第52条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める資産の管理運用規程による。

### (事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

第54条 この定款は、第56条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なもの除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届出なければならない。

### (解散)

第55条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に、社員総会の決議を経て贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第59条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関(理事会及び社員総会)の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規定
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第60条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (公告の方法)

第62条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補 則

### (委 任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 3 この法人の最初の会長及び筆頭副会長は、次のとおりとする。  
会長 渡邊大助 筆頭副会長 村上睦夫
- 4 この法人の最初の副会長は、次のとおりとする。  
大沼毅彦 春日部泰昭 鈴木正司 八重樫義男 四竈均 佐藤義信  
庄司清一 大沼克巳 永井政雄
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第53条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

